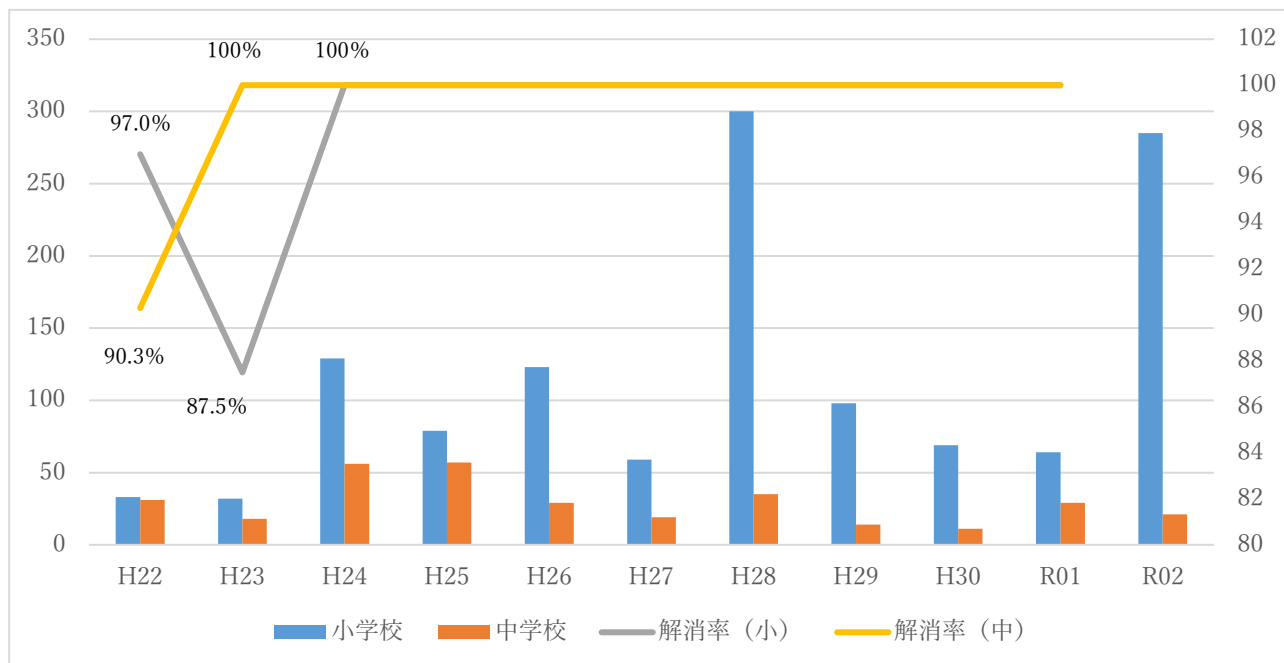


西東京市のいじめの実態について

1 西東京市立学校におけるいじめの認知件数



※東京都「ふれあい（いじめ防止教科）月間に関する実施後調査」の結果より

解消率

解消率とは、認知件数に占める「解消した件数」及び「一定の解消が図られたが継続支援中の件数」の割合のこと。算出に使用する件数は、当該年度の4月1日から翌年3月31日までのものである。また、いじめに係る行為の解消は、3か月を目安とするため、令和2年度は記載していない。

2 いじめの態様

区 分	令和元年度		令和2年度	
	小	中	小	中
冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。		◎	◎	◎
仲間はずれ、集団による無視をされる。		○		○
軽くぶつかられる、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。	○		○	
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	◎			
パソコンや携帯電話等で誹謗・中傷や嫌なことをされる。				

※「◎」は各校種において最も多かったものであり、「○」は次いで多かったものとなる。（複数回答あり）

令和元年度と比較し、小学校ではいじめの態様が「嫌なこと、恥ずかしいこと」から「悪口等」へと変容がみられる。また、インターネット等を利用した「いじめ」については、中学校では減少傾向にあるものの、小学校では増加傾向にある。

3 いじめ発見のきっかけ

区 分	小学校	中学校
担任教師による発見	0.4%	0.0%
担任以外の教職員による発見	0.0%	0.0%
学校アンケートによる発見	92.4%	50.0%
児童・生徒（本人）からの相談	0.6%	30.0%
児童・生徒（本人以外）からの相談	0.3%	0.0%
本人保護者による相談	6.3%	20.0%
学校外の関係諸機関からの情報	0.0%	0.0%

令和2年度は新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策により、全校一斉臨時休業という例年とは異なる始まりとなった。そのため、児童・生徒の不安等を解消するため、市内小・中学校の全てがアンケートや全員面談の実施機会を設けた結果と考えられる。

4 学校におけるいじめに関する令和2年度の実施

(1) いじめ防止に関する授業の充実

- ①全小・中学校において情報モラル教材に係るデジタルコンテンツの中で、学校が指定した学年において、いじめ問題に係るコンテンツを取り上げた授業の実施。
- ②全小・中学校において 体育（保健領域）〔小学校〕、保健体育（保健分野）〔中学校〕、道徳、学級活動等の年間指導計画（小5・中2）に位置付け、1単位時間以上のSOSの出し方に関する教育を実施。

(2) いじめ防止対策の充実

- ①いじめ防止対策推進法で示されている取組を、教職員が確実に実行できるようにするためのいじめに関する校内研修会を年3回以上実施した。
- ②各学期において日常生活に係るアンケートを全小・中学校で実施し、いじめに関する実態調査を行った。アンケート実施後は、気になる児童・生徒への面談等を実施し、現状の把握及び解決に向けての取組を各学校において実施した。
- ③学校がいじめを把握した際は、速やかにスクールアドバイザーが現状を把握するとともに、いじめ問題への相談・対応から解決まで継続的にいじめの状況を確認し、重篤な事案に関しては指導主事が学校を訪問し、学校と連携した対応を行った。
- ④SNS学校ルールを策定し、インターネットを通じて行われるいじめの防止及び効果的な対処のための啓発活動を実施した。

(3) 教育相談体制の充実

- ①教育支援コーディネーターや中1不登校未然防止委員を中心に、校内の教育相談体制の充実を図った。
- ②教育相談の実施に係る学校以外の相談窓口（東京都・西東京市窓口一覧）を配布し、周知徹底を図った。
- ③スタートアップ期間において全員面談を実施し、より一層の児童・生徒理解に努めた。

5 教育委員会におけるいじめに関する令和2年度の取組

(1) いじめ問題対策委員会

実施日	参加者	内容
<ul style="list-style-type: none"> ・ 第1回 令和2年5月28日 ・ 第2回 紙面開催 	大学教授、弁護士、臨床心理士、社会福祉士、教育部	いじめの防止等のための対策を実効的に行うため、本市の施策について協議等を行う。

(2) いじめ問題対策連絡協議会

実施日	参加者	内容
<ul style="list-style-type: none"> ・ 第1回 紙面開催 ・ 第2回 紙面開催 	学校、保護者、教育部、健康福祉部、子育て支援部、田無警察署、小平児童相談所、多摩小平保健所、民生・児童委員	学校と関係機関との連携の在り方について事例を基に協議を行うとともに、参加者のそれぞれの立場から情報交換を行い、いじめ防止に対する連携を深める。

(3) 教育委員会主催の研修等

	実施日	対象	講師
第6回東京都若手教員育成研修（1年次）研修会	令和2年8月21日	初任者、新規採用教員	西東京市教育委員会 統括指導主事
いじめ問題スペシャリスト養成研修	令和2年11月13日	生活指導主任	武蔵野大学教育学部 教授

(4) 組織的な対応

いじめを認知した際、学校は直ちに「学校いじめ対策委員会」を開催するとともに、「いじめ対応 西東京の約束」(①「いじめられている子ども」を全教職員で守る。②15日以内の解決を目指した対応を行う。③「いじている子ども」に謝罪させる。④「いじめられている子ども」「いじている子ども」双方の保護者に連絡する)に沿った組織的な対応を行った。